

災害時等における応急対策資機材等の供給に関する協定書

太陽建機レンタル株式会社厚木支店（以下「甲」という。）と寒川町（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策資機材等（以下「資機材等」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙の要請に基づき、甲が保有する資機材等を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 乙は、災害時等において応急対策により資機材等を必要とするときは、甲に対し応急対策資機材等要請書（第1号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに応急対策資機材等要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な資機材等を調達可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を応急対策資機材等報告書（第2号様式）により乙に報告するものとする。

2 甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（引渡し）

第4条 資機材等の引渡場所は原則として乙の定める場所とし、甲は、当該引渡場所に資機材等を運搬し、乙は資機材等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は太陽建機レンタル株式会社厚木支店長とし、乙の連絡責任者は町民安全課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第6条 甲が実施した資機材等の供給に要した費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を生じ、令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出が無い場

合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

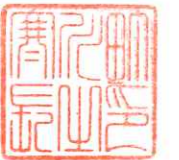
第8条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年 1月 26日

甲 海老名市門沢橋一丁目4番1号
太陽建機レンタル株式会社厚木支店
厚木支店長 江間 謙一

乙 高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 木村 俊雄



第1号様式（第2条関係）

年 月 日

太陽建機レンタル株式会社厚木支店
厚木支店長 殿

寒川町長

応急対策資機材等要請書

応急対策資機材等の供給について、次のとおり要請します。

災害状況及び 活動内容	
----------------	--

必要とする資機材等及び数量等			
種類・性能等	数量	期間	運搬場所
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
その他必要事項			

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

寒川町長

太陽建機レンタル株式会社厚木支店
厚木支店長

応急対策資機材等報告書

応急対策資機材等の供給について、次のとおり報告します。

協力内容（供給資機材等及び数量等）			
種類・性能等	数量	期間	運搬場所
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
その他報告事項			